

(変更)

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	6-7	担当課	農地・担い手 対策室
法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律	根拠条項	20-1	許認可等の内容	農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除の承認
<p>○農地中間管理事業の推進に関する法律（抄） （平成25年12月13日法律第101号）</p> <p>第20条 農地中間管理機構は、その有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、当該農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営強化基盤促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって設定若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をすることができる。</p> <p>一 相当の期間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。</p> <p>二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。</p>					